

お気軽にご相談ください 予 要予約 電 予 予約は電話のみ 1月の各種無料サポートガイド

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談	1月11日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 1月5日(水)午前8時30分～) 1月25日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 1月17日(水)午前8時30分～) 2月 8日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 2月1日(水)午前8時30分～) ※いずれも先着6人・時間の指定はできません	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 ※市役所代表電話(33)3111では 予約できません
	電 予		
司法書士相談	18日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 10日(水) 午前8時30分～)		
行政相談	12日(木) 午後1時30分～4時	安土コミュニティセンター 2階 相談室	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5553
人権相談	12日(木)・26日(木) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	
福祉に関する相談・ 生活困窮の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	市役所2階 福祉政策課窓口	福祉暮らし仕事相談室 TEL(36)5583・FAX(32)6518
職業相談 (求人票の配布、就職など にかかる相談)	10日(火) 午前9時30分～11時30分	八幡子どもセンター	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	10日(火) 午後1時30分～3時30分	八幡東子どもセンター	
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談) 予	27日(金) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談	1月10日(火) 午前9時～午後8時	安土町商工会	安土町商工会 TEL(46)2389 近江八幡商工会議所 TEL(33)4141
	2月 6日(月) 午前9時～午後8時	近江八幡商工会議所	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
農業相談 予	1月はありませぬ 次回2月1日(水) 午前9時30分～11時30分	総合支所 消防司令室	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
介護者のつどい	20日(金) 午後1時30分～3時 ※高齢のご家族を介護されている人が対象	ひまわり館2階 研修室3	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談	月～金曜(1日～4日、祝日を除く) 午前9時～午後4時30分 ※幼児・小・中学生とその保護者対象	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
保育人材バンク 『出張就職相談』 予	20日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL 077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所 予	2月9日(木) 午前10時～午後4時	ひまわり館2階 研修室3	草津年金事務所お客様相談室 TEL 077(567)1311
心配ごと相談	月～金曜の偶数日(2日・4日・6日を除く) 午後1時～4時	ひまわり館1階 相談室1	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜(1日～3日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	
退職男性のための 地域活動相談	23日(月) 午後1時～3時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜(1日～3日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時		
保護司相談	24日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡保護区保護司会 TEL(46)3141(内線345)
税務相談 予	12日(木) 2月はありませぬ 午前10時～午後4時	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	20日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫本店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	13日(金)・19日(木)・25日(水)・31日(火) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725



近江八幡市消費生活センター発

ガスコンロなどでの着衣着火に注意!

【事例】

湯を沸かそうとコンロに鍋をかけたところ、隣のコンロの火が衣類に着火し炎が燃え上がった。すぐにタオルで火を消したが、溶けた繊維で指にやけどを負った。

調理中にガスコンロの火が袖口に燃え移るなど、何らかの原因で着ている服に火が付くことを「着衣着火」といいます。住宅内での着衣着火の出火原因は、コンロが最も多く次がろうそくです。火の近くで手を伸ばしたりかがんだりすると、思いがけず体が火に近づくことがあります。袖や裾が広がっている服、ストールなど垂れ下がるものを身に着けているときは、特に危険です。また、表面が毛羽だった素材は、わずかな炎が接触した

だけで一瞬にして表面に火が走り、一気に燃え上がるので冷静な判断ができなくなることがあります。特に高齢者は、加齢に伴い素早い動作や判断ができず、被害の程度が重くなる傾向があります。火を使う際にはこのような着衣は控え、火に近づき過ぎないようにしてください。調理中は、鍋底から炎がはみ出さないよう適切な火力に調整して、コンロのまわりにはなるべく物を置かないようにし整理整頓も心がけましょう。

もし着衣に火がついてしまったら、「脱ぐ」「たたく」「水をかける」などして、すぐに消火を行いましょう。



消費者庁イラスト集より

消費者トラブルで困ったらご相談ください!

近江八幡市消費生活センター (人権・市民生活課内)
TEL(36)5566・FAX(36)5553

いやや
188



10限目 自治会による施設の維持管理

地域住民が住みやすいまちづくりを実現するために、自治会では、さまざまな施設や設備を管理しています。集会や災害時の避難所として利用される自治会館や公園のほか、各家庭のごみを集積するごみステーションもその一つです。

各家庭から出るごみは、本市の場合、一部は直接環境エネルギーセンターへ搬入されますが、ほとんどのごみは地域のごみステーションに出され、市から委託を受けた業者が収集しています。集合住宅や店舗などを除く多くのごみステーションは、地域の実情や必要な場所、規模などを考えて設置されており、自治会などが定期的な清掃や備品の購入、修繕をしながら維持管理されています。

また、家庭ごみを近くのごみステーションに集約することで、効果的にごみを収集できるため、地域住民や行政の負担軽減になっています。本市のごみ捨てのルールが守られているのも、自治会でごみステーションが適切に維持管理されているからでしょう。こうした例は、地域と行政による協働の取り組みの1つともいえます。

この事例のように、自治会が適切に施設の維持管理を行うことにより住みやすい地域づくりを実現しています。



新しく設置されたごみステーション

自治会加入を希望する人へ、地域の自治会を紹介します!

問 まちづくり協働課 TEL(36)5552・FAX(36)5553